

厚生労働大臣が定める揭示事項

令和 8 年 6 月 1 日

当院は保険医療機関の指定を受けています。

当院は九州厚生支局長に次の施設基準に適合している旨の届出を行っております。

遠隔モニタリング加算（在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料）		在宅持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
夜間・早朝等加算	発熱患者等対応加算	明細書発行体制加算
外来感染対策向上加算	外来・在宅ベースアップ評価料	電子的診療情報連携体制整備加算
物価対応料	ニコチン依存症管理料	生活習慣病管理料 1.2

電子的診療情報連携体制整備加算

当院では、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報・薬剤情報等を診察室で閲覧・活用できる体制を整えています。

また、電子処方箋の発行および診療情報共有サービスを活用し、質の高い診療を行うための十分な情報を取得・活用して診療を行っています。マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

夜間・早朝等加算

厚生労働省の規定により、平日 18：00 以降・土曜日 12：00 以降は夜間早朝等加算が適用されます。

一般処方名加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに 医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、医薬品の有効成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。一般名処方によって、医薬品の供給が不足した場合でも、必要な医薬品が提供しやすくなります。

物価対応料（令和 8 年新設）

令和 8 年 6 月の診療報酬改定に伴い、物価高騰への対応として「物価対応料」が新設されました。初診時・再診時にそれぞれ 2 点が加算されます。

外来・在宅ベースアップ評価料

当院では、勤務する職員の賃金改善を実施するため、外来・在宅ベースアップ評価料を算定しています。

令和 8 年改定で対象職員が拡大され、40 歳未満の勤務医師・歯科医師・薬剤師および事務職員等も対象になりました。

投薬についてのお知らせ

当院では、患者さんの状態に応じ、

- ・ 28 日以上長期投与を行うこと
- ・ リフィル処方箋を発行すること

のいずれも対応可能です。

※ なお、長期投与やリフィル処方箋の交付が対応可能かどうかは、患者様の病状に応じて担当医が判断いたします。

